

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 三 上
人 事 係 長 堀 井
電話 0 2 2 - 2 9 1 - 0 4 1 1

令和 7 年 5 月 9 日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構宮城病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第3号及び第4号の規定により懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	行為者は、令和6年4月から令和7年2月までの間、外部機関へ提出すべき書類の放置やそれによる提出遅延といった不適切な事務処理を複数回行っていた。繰り返しの指導を行っていたが改善せず、行為者の一連の不適切な事務処理は職務怠慢といった非違行為に該当することから懲戒処分とした。
処 分 年 月 日	令和 7 年 5 月 9 日
処分量定等	(行 為 者) 国立病院機構宮城病院 事務職員 (50代) (処分量定) 減 給